

別表第2 (第33条関係)

(1)設計住宅性能評価手数料表

	手数料の額（円：税込）	
	一般の場合	型式等の場合※
戸建住宅	53,000	41,000
※ 戸建住宅は、1.構造の安定に関すること、3劣化の軽減に関すること、4維持管理・更新に関すること、5温熱環境・エネルギー消費量に関することの4分野以外を選択する場合は、1,200円／分野を加算することとする。		
※ 型式等の場合とは、構造の安定に関すること、及び温熱環境に関することのいずれかの分野を含む2分野以上について住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書等を活用することで審査を省略できる場合に適用する。		
共同住宅等		
床面積の合計	手数料の額（円：税込）	
200㎡未満	94,000 + M × 10,000	
200㎡以上500㎡未満	118,000 + M × 10,000	
500㎡以上1,000㎡未満	173,000 + M × 10,000	
1,000㎡以上2,000㎡未満	294,000 + M × 10,000	
2,000㎡以上4,000㎡未満	323,000 + M × 10,000	
4,000㎡以上6,000㎡未満	353,000 + M × 10,000	
6,000㎡以上8,000㎡未満	382,000 + M × 10,000	
8,000㎡以上10,000㎡未満	412,000 + M × 10,000	
10,000㎡以上	441,000 + M × 10,000	
M:評価対象住戸数(変更申請にあっては、変更住戸数)、アンダーラインは、基本手数料を示す。		
※ 共同住宅等は、1.構造の安定に関すること、3劣化の軽減に関すること、4維持管理・更新に関すること、5温熱環境・エネルギー消費量に関すること、6空気環境に関すること、8音環境に関すること、9高齢者等への配慮に関することの7分野以外を選択する場合は、住戸数に応じて1,200円／分野を加算することとする。		
備考		
1. 設計住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。		
(1)	設計住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	当該建築に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ただし、変更となる評価分野が、3項目までにあつては、当該建築に係る部分（共同住宅等にあつては、当該変更に係る住戸）の床面積に応じた手数料に、次の率を乗じた額とする。 ①1項目の場合 20% ②2項目の場合 30% ③3項目の場合 40% なお、次のいずれかの内容の変更を申請する場合は無料とする。 ①設計住宅性能評価申請書の申請者等の概要の変更の場合 ②地名地番の変更の場合 ③等級の変更がなく評価方法基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合
(4)	住宅センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更する場合	当該建築に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
備考		
2. 設計住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件（棟毎申請）につき上記に定める手数料額とする。		
3. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。		

(2) 長期使用構造等であることの確認申請手数料

1. 新築に係る料金

戸数区分	料 金 (円)		
	一般の場合	型式等の場合	設計住宅性能評価書 ^{※2} 並びに確認書 ^{※3} の内、いずれか1つ以上が添付されている場合
戸建住宅 ^{※1} 1戸	62,000	42,000	15,000
共同住宅等（一の建築物の住宅戸数）			
1～5戸	147,000	85,000	22,000
6～10戸	231,000	129,000	29,000
11～25戸	473,000	262,000	74,000
26～50戸	844,000	438,000	112,000
51～100戸	1,449,000	725,000	147,000
101～200戸	2,706,000	1,426,000	294,000
201～300戸	3,916,000	1,958,000	441,000
301戸以上	4,845,000	2,423,000	588,000

2. 増築・改築に係る料金

戸数区分	料 金 (円)		
	一般の場合 ^{※4}	評価書等がある場合 ^{※5}	確認書 ^{※3} が添付されている場合
戸建住宅 ^{※1} 1戸	93,000	69,000	15,000
共同住宅等（一の建築物の住宅戸数）			
1～5戸	221,000	165,000	22,000
6～10戸	346,000	260,000	29,000
11～25戸	710,000	533,000	74,000
26～50戸	1,266,000	949,000	112,000
51～100戸	2,174,000	1,631,000	147,000
101～200戸	4,059,000	3,045,000	294,000
201～300戸	5,874,000	4,406,000	441,000
301戸以上	7,268,000	5,451,000	588,000

※1 店舗等を併設する戸建住宅の料金は、戸建住宅1戸の戸数区分を適用する。

※2 設計住宅性能評価書が添付されている場合とは、他の評価機関において、長期使用構造等確認の審査基準以上の等級について評価されているものをいう。

※3 確認書が添付されている場合とは、他の評価機関において、長期使用構造部分の対象となる項目の全てが審査されているものをいう。

※4 増改築の場合は、耐震性が、H27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などをいい、それ以外を別途見積りとする。

※5 新築時の建設性能評価書の交付があり、耐震性の審査が省略できるものをいう。

3. 計画の変更に係る料金

① 上記別表2の1により算出された手数料の1/2とする。ただし、変更となる評価分野等が、3項目までにあつては、上記手数料に、次の率を乗じた額とする。

- ・1項目の場合 20%
- ・2項目の場合 30%
- ・3項目の場合 40%

なお、次のいずれかの内容の変更を申請する場合の手料金は無料とする。

- ・依頼者及び代理者の変更の場合
- ・依頼者及び代理者の住所の変更の場合
- ・地名地番の変更の場合
- ・評価方法基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合

② 確認書を再発行する場合又は上記①のなお書きによる変更に基づき、確認書を交付する場合の発行料金は、1確認書当たり2,000円とする。

③軽微変更該当証明書発行に係る料金については、上記②と同様とする。

ただし、当センターに法第6条の2第3項の確認書、第4項による設計住宅性能評価書を交付した物件を対象とする。

(3) 設計住宅性能評価の申請と同時に長期使用構造等であることの確認を行う場合の加算料金

戸数区分	料 金 (円)	
	一般の場合(新築)	型式等の場合(新築)
戸建住宅 1戸	9,000	1,000
共同住宅等 (一の建築物の住宅戸数)		
1～5戸	2,900/戸当	1,500/戸当
6～10戸		
11～25戸		
25～50戸		
51～100戸	221,000	111,000
101～200戸	294,000	221,000
201～300戸	441,000	294,000
301戸以上		

(4) 建設住宅性能評価手数料表(新築住宅)

床面積の合計		手数料の額 (円：税込)
戸建住宅		
		$50,000 + N \times 12,000$
共同住宅等	200㎡未満	$N \times \underline{43,000} + M \times 7,000$
	200㎡以上500㎡未満	$N \times \underline{46,000} + M \times 7,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times \underline{58,000} + M \times 7,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times \underline{81,000} + M \times 7,000$
	2,000㎡以上4,000㎡未満	$N \times \underline{92,000} + M \times 7,000$
	4,000㎡以上6,000㎡未満	$N \times \underline{104,000} + M \times 7,000$
	6,000㎡以上8,000㎡未満	$N \times \underline{115,000} + M \times 7,000$
	8,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times \underline{138,000} + M \times 7,000$
	10,000㎡以上	$N \times \underline{178,000} + M \times 7,000$
M: 評価対象住戸数 N: 検査を行う回数、アンダーラインは、基本手数料		
備考		
1. 建設住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。		
(1)	建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
(4)	住宅センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
2. 建設住宅性能評価の申請手数料の額は、建設住宅性能評価申請一件(棟毎申請)につき上記に定める手数料額とする。		
3. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価に係る住宅毎に定まる性能に関する検査は、対象住戸の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測により行う。		
4. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を減じたものに、23,000円(税込)を乗じた額を加算する。		
5. 建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が、離島である場合、宿泊を伴う場合は、それぞれに係る費用を実費加算する。		

6. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。

(5)建設住宅性能評価手数料表(既存住宅)

①戸建住宅の現況検査(必須項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円 : 税込)
200㎡未満	101,000
200㎡以上	109,000
備考 1. 設計図書等がない場合は、別途見積とする。 2. 共同住宅等は、別途見積とする。	

②特定現況検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円 : 税込)
200㎡未満	48,000
200㎡以上	別途見積

③戸建住宅の個別性能検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円 : 税込)	
	一般の場合	新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅
構造の安定に関すること	96,000	31,000
火災時の安全に関すること	9,000	5,000
維持管理・更新への配慮に関すること	9,000	5,000
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	39,000	5,000
空気環境に関すること	9,000	5,000
光・視環境に関すること	15,000	5,000
高齢者等への配慮に関すること	15,000	5,000
防犯に関すること	9,000	5,000
備考 1. 設計図書や計算書がない場合は、別途見積とする。 2. 空気環境に関することは、6-2換気対策による。6-2以外は、別途見積とする。 3. 共同住宅等は、別途見積とする。		

(6)設計・建設住宅性能評価書の再交付手数料

施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づく場合又は別表第2(1)設計住宅性能評価手数料表の備考

1 (3)なお書きによる変更に基づき、住宅性能評価書の再交付を申請する場合の手数料は、1通につき3,000円(税込)とする。

(7)室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の手数料加算額

測定を行う化学物質	手数料の額（円：税込）
ホルムアルデヒド	65,000
ホルムアルデヒド、 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	98,000
ホルムアルデヒド	$34,000 + M \times 31,000$
ホルムアルデヒド、 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$36,000 + M \times 62,000$
M:評価対象住戸数 ※1 測定の方法は、簡易測定機器(測定バッチによるパッシブ採取方式)による方法とする。 ※2 住宅性能評価方法基準6-4(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。 ※3 戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。 備考 1. 室内の化学物質を測定する場合の手数料は、以下の手数料を加算額した額とする。 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、すべての評価対象住戸を検査対象とする。	

(8)住宅センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の手数料加算額

床面積の合計		手数料の額（円：税込）
戸建住宅	100㎡未満	17,000
	100㎡以上200㎡未満	20,000
	200㎡以上500㎡未満	31,000
	500㎡以上	45,000
共同住宅等	500㎡未満	$48,000 + M \times 14,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$62,000 + M \times 14,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$92,000 + M \times 14,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$236,000 + M \times 14,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$441,000 + M \times 14,000$
	50,000㎡以上	$1,103,000 + M \times 14,000$
M:評価対象住戸数 備考 1. 住宅センター以外の機関が住宅設計性能評価を行った場合の、建設住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件（棟毎申請）につき上記に定める額を加算するものとする。		

別表第3 (第34条第2項関係)

評価手数料の返還額

申請の取り下げを行った時期	当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N \times 0.95\} + 0.05$ ※ Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。
竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降	0.0(返還しない)
※ 1,000円未満切捨	

別表第4 (第35条(1)、(2)号関係)

評価手数料の減額

(1)、(2)号関係：同一団地内、同一住棟の 評価手数料の減額(千円未満は切り捨て)
1. 評価業務規程第35条第(1)、(2)にかかる割引額は、別表2-第1:設計住宅性能評価手数料に掲げる基本手数料のうち、該当する項の基本手数料の1/3の額を減額する。